

一般飲料水水質検査の受付について

狭山保健所では、次のとおり飲料水の水質検査を受け付けています。御希望される場合は、あらかじめ窓口で御相談ください。なお、容器をお渡ししますので、エコバック等持ち帰り用の袋を御持参ください。

水質検査の流れ



1 受付日時について

(1) 水質検査受付日時

| | | | |
|-----------------|-----|------------|------------|
| 令和5年 (2023年) | 10月 | 23日 | |
| | 11月 | 13日 | 27日 |
| | 12月 | 11日 | |
| 令和6年 (2024年) | 1月 | 22日 | |
| | 2月 | 26日 | |
| | 3月 | 11日 | |
| | 4月 | 8日 | 22日 |
| | 5月 | 13日 | 27日 |
| | 6月 | 10日 | 24日 |
| | 7月 | 8日 | 22日 |
| | 8月 | 26日 | |
| | 9月 | 9日 | |

9時30分から
11時00分
まで

(2) 受付場所：狭山保健所 2階窓口

※ 保健所は8時30分から開庁していますが、**水質検査の受付は9時30分から**です。

| | | | |
|-------|-------------|------|----|
| 受付年月日 | 収受・領収印日付に同じ | 受付番号 | 狭一 |
|-------|-------------|------|----|

試験等依頼書

① 令和 年 月 日

(宛先) 埼玉県狭山保健所長

依頼者の住所 ②

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ③

下記のとおり試験(検査)を依頼します。

記

| | |
|---------------|---|
| ④ 検体の種類 | 1 上水道 2 簡易水道 3 専用水道 4 簡易専用水道 5 小規模受水槽水道 6 埼玉県自家用水道条例(昭和32年埼玉県条例第2号)第2条に規定する自家用水道 7 井戸水 8 浄水器等を通した水 9 その他() |
| ⑤ 試験(検査)目的 | 1 水道法(昭和32年法律第177号)第20条第1項の規定による水質検査 2 埼玉県自家用水道条例第6条第1項の規定による水質検査 3 法令以外の水質検査() |
| 採水場所 | ⑥ <input type="checkbox"/> 依頼者住所に同じ |
| 採水者氏名 | ⑦ <input type="checkbox"/> 依頼者氏名に同じ |
| 採水年月日 | ⑧ 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 依頼日に同じ |
| 天候 | ⑨ 採水日の前日 採水日 |
| 採水時の気温及び水温 | ⑩ 気温 °C 水温 °C |

| | | |
|--|---|---------------------|
| 【記入方法】 ① 検査依頼日を記載してください。 ② 住所、氏名を記載してください。法人の場合は、会社名及び代表者氏名を記載してください。 ③ 日中連絡が可能な電話番号(携帯電話等)を記載してください。 ④⑤ 採取した水の種類、試験目的について選択してください。個人宅の井戸水の検査の場合は、「法令以外の水質検査」になります。 ⑥～⑩ 「採水場所」の住所、「採水者氏名」「採水年月日」「天候」「採水時の気温及び水温」を記載してください。 ⑪ 井戸水等上水道を原水としない場合、「水源」「用途」「消毒設備」「上水道」「使用人数」について選択、記載してください。 | 備 考 | |
| | ⑪ 水 源 | 地下水 ・ 表流水 その他() |
| | 用 途 | 飲 用 ・ 飲用以外 |
| | 消毒設備 | 有 ・ 無 |
| | 上 水 道 | 有 ・ 無 |
| 使用人数 | 世帯(人) | |
| (注) 1 太線内だけ記入すること。 3 「味」の項目については、他の項目が不適であった場合は試験を行いません。 ※ 残留塩素： mg/L ※ 成績書の交付： <input type="checkbox"/> 郵送(要封筒・切手添付) <input type="checkbox"/> 窓口 | 収受印欄 | 領収印欄 |
| | <input type="checkbox"/> ¥ 9,740 <input type="checkbox"/> ¥ 9,130 | |

(3) お持ちいただくもの

| 種 類 | 説 明 |
|-----------------------------|--|
| 大きいガラスビン (理化学検査用) | 受付日当日の朝、 数分間水を流し 、軽くゆすいでから肩まで採水してください。 ラベル用紙に氏名を記入しガラスビンに貼り付けてください。 |
| 小さいポリビン (細菌検査用) | 中に入っている粉は、残留塩素を消すための大切な試薬です。 ゆすい だりせずに 、そのまま採水してください。また、滅菌済ですので、 容器の内側に手を触れないよう 慎重に肩まで採水してください。 ポリビンの側面にマジックで氏名を記入してください。 |
| 試験等依頼書 | 左ページ、太枠の中を記入してください。 |
| 封筒・切手 (84 円) | 検査成績書は郵送交付となります。封筒に宛名書きし、切手をお持ちください。 |

2 検査項目と料金について

| 検査項目名 | 一般飲料水検査 (13 項目) | 一般飲料水検査 (井戸水等 11 項目) | 水質基準 省略不可 9 項目 |
|---------------------------|--------------------|-------------------------|-------------------|
| 1 アンモニア態窒素 | ○ | ○ | — |
| 2 亜硝酸態窒素 | ○ | ○ | — |
| 3 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | ○ | ○ | — |
| 4 塩化物イオン | ○ | ○ | ○ |
| 5 有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) | ○ | ○ | ○ |
| 6 pH 値 | ○ | ○ | ○ |
| 7 臭気 | ○ | ○ | ○ |
| 8 味 | ○ | — | ○ |
| 9 色度 | ○ | ○ | ○ |
| 10 濁度 | ○ | ○ | ○ |
| 11 残留塩素 | ○ | — | — |
| 12 一般細菌 | ○ | ○ | ○ |
| 13 大腸菌 | ○ | ○ | ○ |
| 検査料金 (セット料金) | 9,740 円 | 9,130 円 | 6,340 円 |

3 検査項目について

| 検査項目名/基準値 | 解 説 |
|---------------------------------|---|
| 1 アンモニア態窒素 0.1mg/L 以下が望ましい | 水中にアンモニア塩として含まれる窒素のことです。主にし尿や下水の有機物に起因するもので、環境汚染指標として用いられます。 水の殺菌に用いられる塩素を大量に消費されるため、0.1mg/L 以下であることが望ましいとされます。 |
| 2 亜硝酸態窒素 0.04mg/L 以下 | 肥料や腐敗した動植物、下水による汚染の指標として用いられます、極めて低い濃度でも、副腎皮質への影響があるとされることから硝酸態窒素との合計値とは別に基準が設定されています。 |
| 3 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 10mg/L 以下 | アンモニア態窒素が水や土の中で分解されたものです。 乳幼児にメトヘモグロビン血症（血液中に酸素が取り込めなくなり、チアノーゼや呼吸困難を呈する）を起こすことがあります。 |
| 4 塩化物イオン 200mg/L 以下 | 水中に溶解している塩分のことです。地質や海水の影響によりある程度の量含まれるものですが、下水の混入によっても数値に変化がみられるため、急激な数値の変動の際は原因を調査する必要があります。 |
| 5 有機物（全有機炭素（TOC）の量） 3mg/L 以下 | 有機物中の炭素の量です。有機物は水や土壌中の微生物により分解・浄化されますが、その能力を超えた汚染がある場合に検出されます。 |
| 6 pH 値 5.8 以上 8.6 以下 | 水の酸性・アルカリ性の指標です。配管等の設備の腐食等を防止する観点から水質基準が定められているもののため、直接的な健康被害は想定されません。 |
| 7 臭気 8 味 異常でないこと | 地質や藻類(カビ臭)、下水の混入の指標となります。 残留塩素に起因した塩素臭や味は異常ではありません。 |
| 9 色度 5 度以下 | 色度は、水の色付きの程度を示すもので、有機高分子化合物（フミン質（腐植質）等）や金属類（鉄、マンガン等）の析出が原因とされます。 色度のみの超過の場合は、凝集沈殿ろ過や活性炭処理により取除くことができます。 |
| 10 濁度 2 度以下 | 濁度は、水に浮遊する微小粒子を表したもので、配管のさびや粘土性物質が原因とされます。 濁度のみの超過の場合は、凝集沈殿ろ過や活性炭処理により取除くことができます。 |
| 11 残留塩素 0.1mg/L 以上（水質基準ではない） | 一般的に水道水の消毒に用いられる次亜塩素酸ナトリウムの残留濃度です。日本の水道水は、水道法により、蛇口で検出される濃度を 0.1mg/L 以上保持するよう定められています。 |
| 12 一般細菌 100/1mL 以下 | 一般細菌は、いわゆる雑菌がどの程度いるかを調べるもので、清浄度の指標となります。一般細菌のみが超過する場合には、塩素消毒や煮沸消毒により死滅させ、飲料水とすることができます。 |
| 13 大腸菌 検出されないこと | 大腸菌は、人や動物の腸内に生息する細菌です。検出された場合、野生動物による水源の汚染や下水の混入などが疑われます。 大腸菌自体は塩素消毒や煮沸消毒により死滅させられますが、クリプトスポリジウム等原虫の汚染も否定できないことから、検出された場合、使用を避けましょう。 |

※ 厚生労働省が定める水質基準及び検査項目は、上記項目のほかにも重金属等 40 項目ほどあります。

水質検査の受付・お問い合わせ



埼玉県狭山保健所

生活衛生・薬事担当

〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山 2-16-1

電話 04-2941-6535

FAX 04-2954-6615

E-mail f5462122@pref.saitama.lg.jp